

4 各流域下水道の概要

(1) 桂川右岸流域下水道

桂川右岸流域下水道の事業計画は、下表のとおり設定している。

処理区域は、桂川右岸地域（京都市の西京区、南区及び伏見区の一部、向日市、長岡京市並びに大山崎町）とし、昭和 47 年度から事業に着手し、昭和 54 年 10 月から供用開始している。

終末処理場の洛西浄化センターは、現在 211,000m³/日の処理能力を有しており、関連公共下水道の整備によって増加する流入下水量の伸びに合わせ、水処理施設、汚泥処理施設の増設、高度処理施設の整備を行っており、平成 10 年度から一部高度処理施設の運転を開始した。

幹線管渠の建設は、昭和 58 年 1 月に全線が完成している。

また、土地利用の高度化と良好な都市景観の形成を行うとともに、屋上緑化によるヒートアイランド現象の抑制を図るため、水処理施設上部を利用した京都府立洛西浄化センター公園が平成 8 年度に開園している。

温室効果ガス排出量の縮減等を目的とした汚泥固形燃料化事業（DBO方式）により平成 29 年 4 月から汚泥固形燃料化施設が供用開始された。

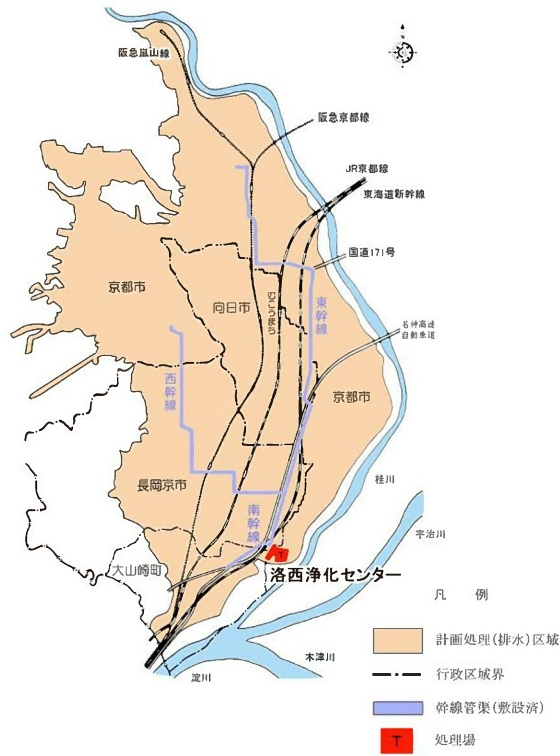
区 分	全 体 計 画		平 成 2 8 年 度 末 現 状	
関 係 市 町	京都市、向日市、長岡京市、大山崎町		京都市、向日市、長岡京市、大山崎町	
処 理 面 積	5,156ha 京 都 市 2,895ha 向 日 市 767ha 長岡京市 1,166ha 大 山 崎 町 328ha		4,215ha 京 都 市 2,263ha 向 日 市 652ha 長岡京市 972ha 大 山 崎 町 328ha	
処 理 人 口	328,700 人 京 都 市 192,100 人 向 日 市 50,900 人 長岡京市 70,700 人 大 山 崎 町 15,000 人		356,936 人 (99.8%) (357,770) 京 都 市 204,242 人 (99.7%) (204,859) 向 日 市 56,408 人 (100.0%) (55,413) 長岡京市 80,589 人 (99.8%) (80,787) 大 山 崎 町 15,697 人 (99.9%) (15,711) ()行政人口及び普及率	
排 除 方 法	分 流 式			
処 理 方 法	凝集剤併用型循環式硝化脱窒法＋急速ろ過 凝集剤併用型ステップ流入式多段階硝化脱窒法＋急速ろ過			
処 理 能 力 水 量	203,300m ³ /日		211,000m ³ /日	
管 路 施 設	東幹線 9.8km 西幹線 6.0km 南幹線 1.0km 計 16.8km 幹線流量計測箇所 13箇所		東幹線 9.8km 西幹線 6.0km 南幹線 1.0km 計 16.8km 幹線流量計測箇所 13箇所	
都 市 計 画 決 定	当初 昭和 48 年 3 月 19 日	最終変更	平成 14 年 8 月 13 日	
都 市 計 画 法 事 業 認 可	当初 昭和 48 年 3 月 20 日	最終変更	平成 29 年 2 月 7 日	
下 水 道 法 事 業 認 可	当初 昭和 48 年 3 月 25 日	最終変更	平成 28 年 12 月 21 日	

経 過

年 月 日	事 項	
昭和 48 年 3 月 19 日 昭和 48 年 3 月 25 日 昭和 48 年 3 月 29 日 昭和 48 年 10 月 昭和 49 年 9 月 昭和 50 年 6 月 昭和 51 年 2 月	当 初 都 市 計 画 決 定 下 水 道 法 事 業 認 可 都 市 計 画 法 事 業 認 可 西 幹 線 工 事 着 手 東 幹 線 工 事 着 手 終 末 处 理 場 工 事 着 手 南 幹 線 工 事 着 手	〔 处理区域面積 5,088ha 計画処理水量 426,716m ³ / 日 計画処理人口 428,000 人 管渠延長 16,800m
昭和 52 年 2 月 24 日 昭和 54 年 3 月 13 日 昭和 54 年 3 月 16 日	第 1 回 変 更 都 市 計 画 決 定 下 水 道 法 事 業 認 可 都 市 計 画 法 事 業 認 可	〔 处理区域面積 5,088ha 計画処理水量 427,000m ³ / 日 計画処理人口 428,000 人 幹線管渠延長 16,800m
昭和 54 年 10 月 18 日 昭和 56 年 9 月 18 日	桂川右岸流域下水道供給開始 第 2 回 変 更 都 市 計 画 決 定 都 市 計 画 法 事 業 認 可 下 水 道 法 事 業 認 可	〔 处理区域面積 5,088ha 計画処理水量 427,000m ³ / 日 計画処理人口 428,000 人 幹線管渠延長 16,800m
昭和 58 年 3 月 昭和 58 年 10 月 31 日 昭和 61 年 2 月 26 日 昭和 61 年 12 月 23 日 昭和 63 年 1 月 13 日 昭和 63 年 1 月 26 日	幹線工事完成 第 3 回 変 更 下 水 道 法 事 業 認 可 第 3 回 変 更 都 市 計 画 法 事 業 認 可 第 3 回 変 更 都 市 計 画 決 定 下 水 道 法 事 業 認 可 第 4 回 変 更 都 市 計 画 法 事 業 認 可	〔 处理区域面積 5,137ha 計画処理水量 382,000m ³ / 日 計画処理人口 390,000 人 幹線管渠延長 16,797m
平成 5 年 1 月 28 日 平成 6 年 12 月 8 日 平成 6 年 12 月 22 日	第 5 回 変 更 下 水 道 法 事 業 認 可 第 6 回 変 更 下 水 道 法 事 業 認 可 第 5 回 変 更 都 市 計 画 法 事 業 認 可	〔 处理区域面積 5,137ha 計画処理水量 382,000m ³ / 日 計画処理人口 390,000 人 幹線管渠延長 16,797m
平成 7 年 12 月 12 日 平成 8 年 1 月 30 日 平成 8 年 2 月 20 日	第 4 回 変 更 都 市 計 画 決 定 第 7 回 変 更 下 水 道 法 事 業 認 可 第 6 回 変 更 都 市 計 画 法 事 業 認 可	(汚水) 〔 处理区域面積 5,137ha 計画処理水量 382,000m ³ / 日 計画処理人口 390,000 人 幹線管渠延長 16,797m (雨水) 排水区域面積 1,421ha 幹線管渠延長 8,730m
平成 12 年 2 月 18 日 平成 13 年 3 月 27 日 平成 13 年 3 月 29 日	第 5 回 変 更 都 市 計 画 決 定 第 7 回 変 更 都 市 計 画 法 事 業 認 可 第 8 回 変 更 下 水 道 法 事 業 認 可	〔 处理区域面積 5,156ha 計画処理水量 382,000m ³ / 日 計画処理人口 390,000 人 幹線管渠延長 16,797m

年 月 日	事 項	
平成 14 年 8 月 13 日	第 6 回変更	都市計画決定
平成 15 年 9 月 3 日	第 9 回変更	下水道法事業認可
		<ul style="list-style-type: none"> — 処理区域面積 5,156ha — 計画処理水量 225,100m³ / 日 — 計画処理人口 362,000 人 — 幹線管渠延長 16,797m
平成 16 年 3 月 24 日	第 8 回変更	都市計画法事業認可
平成 20 年 6 月 12 日	第 10 回変更	下水道法事業認可
		<ul style="list-style-type: none"> — 処理区域面積 5,156ha — 計画処理水量 225,100m³ / 日 — 計画処理人口 362,000 人 — 幹線管渠延長 16,797m
平成 20 年 6 月 12 日	第 9 回変更	都市計画法事業認可
平成 23 年 12 月 1 日	第 11 回変更	下水道法事業認可
		<ul style="list-style-type: none"> — 処理区域面積 5,156ha — 計画処理水量 211,000m³ / 日 — 計画処理人口 328,640 人 — 幹線管渠延長 16,797m
平成 23 年 12 月 1 日	第 10 回変更	都市計画法事業認可
平成 25 年 4 月 18 日	第 12 回変更	下水道法事業認可
		<ul style="list-style-type: none"> — 処理区域面積 5,156ha — 計画処理水量 211,000m³ / 日 — 計画処理人口 328,640 人 — 幹線管渠延長 16,797m
平成 28 年 12 月 21 日	第 13 回変更	下水道法事業認可
		<ul style="list-style-type: none"> — 処理区域面積 5,156ha — 計画処理水量 211,000m³ / 日 — 計画処理人口 347,960 人 — 幹線管渠延長 16,797m
平成 29 年 2 月 7 日	第 11 回変更	都市計画法事業認可

桂川右岸流域下水道計画概要図



洛西浄化センター平面図

